

逦仁会健康保険組合が実施する特定保健指導について

特定保健指導= (保健師等の面談について) (逦仁会円山クリニック契約)

「総合健診」は、特定保健指導までを受けて終了となります。

当健康保険組合では、35歳以上75歳未満の被保険者及び40歳以上75歳未満の被扶養者を対象として、特定保健指導を実施しています。

【特定保健指導の対象者】

特定健診又は「総合健診」でメタボリックシンドロームのリスクが現れはじめた、高くなってきたと判定された人に、生活習慣を改善してもらうためのプログラムです。

(保健師等による健診当日面談について) =特定保健指導

逦仁会円山クリニックでは、生活習慣のリスク者に健診当日「保健師・管理栄養士が面談のお声掛け」をしますので、健診受診の終了時間を30分~60分程度多めに計画しておいてください。

- ・ **動機づけ支援**…メタボのリスクがある方への医師・保健師・管理栄養士等の実行しやすい1回の面接・3ヶ月後の生活習慣の確認サポートをします。
- ・ **積極的支援**…メタボのリスクの高い方への初回面接で改善のための計画、3ヶ月後のサポート、健康状態や生活習慣の確認のサポートをします。
- ・ (動機付け支援：8,470円、積極的支援：25,120円は健保組合が全額補助します)

○特定健診・特定保健指導の実施率が「後期高齢者支援金」納付額の加減・加算率に影響します!

毎年度、健保組合が国に提出している40歳以上75歳未満の被保険者及び被扶養者の特定健診・特定保健指導の実績状況報告結果により、

「後期高齢者支援金」の納付額に対し、加算や減算が行われています。

国の第3期(2018年~2023年)実施率基準見直しにより、2017年度実施分から全保険者の実施率が公表され、**受診率が低い場合は納付額が加算され、皆さまの健康保険料の増額につながります。**